

○ 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件（平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第四十五号）^{大蔵省}第三条第二項及び第三項（これらの規定を同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四項及び第五項並びに第七条第二項から第五項までの規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を次のように定める。 1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項から第五項までに規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表。第五号において同じ。）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 「一〇四 略」	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第四十五号）^{大蔵省}第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七条第二項及び第三項の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。 1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表。第五号において同じ。）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 「一〇四 同上」

五 貸借対照表のその他の有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他の有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他の有価証券をいう。）の評価差額をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この号及び次項第六号において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号において同じ。）に相当する額

六 「略」

2 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

五 貸借対照表のその他の有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他の有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次項第八号において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他の有価証券をいう。）の評価差額をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この号及び次項第六号において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号において同じ。）に相当する額

六 「同上」

2 「同上」

〔一・二 略〕

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第五項第三号及び第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

〔四〇八 略〕

3

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項及び第五項並びに第七条第四項及び第五項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、その採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額から第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した金額に第五号に掲げる額を加えた金額とする。

一 連結告示第二条第十五項第三号に掲げる額（同条第十四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

二 連結告示第二条第十四項第一号イに掲げる額

三 その採用する企業会計の基準において、前項第六号から第八号までに掲げる額に係るものに相当するものの額

四 その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照

〔一・二 同上〕

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。次号において「連結告示」という。）第二条第五項第三号及び第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

〔四〇八 同上〕

〔項を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	表に類するものの負債の部に計上された金融商品（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。以下この号及び次号において同じ。）に相当するもの（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次号において「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額 五 その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの資本の部に計上された金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額
---------------------------	---